

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

1 日時 平成22年6月30日（水）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

赤垣敏子（家），小川賢司（地），小川直人（家），小田切達（家），柿崎 雅（家），佐藤 俊（地），竹中司郎（地家），田村幸一（地家），津田敬三（地家），林 博美（地），藤本ふみ（家），三浦祐一（地家），横山慶一（地）

(2) 説明者

地・家裁事務局次長，刑事首席書記官，同次席書記官，裁判員調整官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 田村委員長あいさつ

(3) 新委員の紹介

小川直人，菊地 幹，関 正男

(4) 協議テーマ

ア 裁判員制度について

イ 成年後見制度について

(5) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 裁判員制度について

◎ 初めに，刑事次席書記官から，前回の委員会以降青森地裁で実施された5例の裁判員裁判の概要を，裁判員調整官から，平成21年に全国で実施された裁判員裁判の裁判員等経験者に対するアンケート結果及び裁判員経験者の声等をそれぞれ紹介し，その後，これらについての御感想や御意見，選任手続に参加する裁判員候補者の負担を軽減する方策等についての御意見をお伺いしたい。

□ （配布資料を使用し，青森地裁で実施された裁判員裁判の事案の概要，選任手続日程，審理日程，選任手続の実施結果，平成21年に全国で実施された裁判員裁判の裁判員等経験者に対するアンケート結果及び裁判員経験者の声等について説明した。）

◎ ここまでの説明又はこれまでに報道等でお知りになっている範囲で，これまでに青森地裁で実施された裁判員裁判や平成21年に全国で実施された裁判員等経験者のアンケート結果等についての御感想，御意見及び御質問を伺いたい。

○ 青森地裁における選定数や出頭者数の説明があったが，裁判員が選任されるまでの手続はどうなっているのか。また，辞退事由に関する統計やアンケートは取っているのか。

□ 青森地裁独自のデータは取っていない。ちなみに，裁判員候補者名簿が作成されてから出頭予定者が定まるまでの経過については，次のとおりとなる。最初に

裁判員候補者名簿に記載された旨の通知を差し上げる段階で、調査票により1年を通じた辞退事由の有無等を把握し、その結果、辞退事由が認められた方等を除いた方々の中から、事件ごとに裁判員候補者を選定して呼出状を送付している。その段階で、実際に裁判を行う日の御都合がよいかどうかを質問票で把握し、辞退事由が認められれば呼出を取り消すことになる。

- 公判は3日から4日で終わっているということであり、裁判員の負担軽減にもつながっているが、これは公判前整理手続があるから可能だと理解している。その点で、時間の迅速化のために真相解明が本当に図られているのかどうかということも気にかかっているが、その辺りは実際にどうか。
- 一般論として説明すると、従来であれば、請求された証拠についてすべて意見を聞いて、採用した証拠についてはすべて取り調べるという扱いにしていたが、公判前整理手続では、裁判官が実際に証拠を見るわけではなく、証拠の標目のみを見て、意見を弁護人から聞き、使う証拠と使わない証拠に絞りを掛け、さらに、使う証拠についても、分かりやすくするとかの工夫をして、迅速化につなげている。また、従来は五月雨式に期日が入っていたのを、集中して開くということで時間のロスが大分なくなったということもある。
- ◎ 先ほどの質問の趣旨は、公判前整理手続において、迅速化を考える余り、真相解明がおざなりにならないように注意してもらいたいとの趣旨と理解しており、貴重な御意見として参考にさせていただきたい。
- 裁判員候補者の選定数は、どのような基準で決めているのか。
- 選定数については、必要数以上の裁判員候補者を呼び出すなど、国民の負担が重くならないように注意しながら、事案を考慮し、裁判体が決めている。アンケートの中身を見ると、出頭する裁判員候補者の数をもう少し絞った方がよいというような意見もあるので、できるだけ必要最小限の選定数となるよう配慮している。
- 96.7パーセントの方が裁判員として裁判に参加してよい経験だったと評価をしており、裁判員として裁判に参加した方の感想を見て、裁判員制度をやって本当によかったと実感している。制度施行前の内閣府の調査で参加したいかどうかの意見を聞いたときには約70パーセントの方が参加してもよいとの数字だったため、実際に裁判員として参加した場合には、おそらくこの数字が下がり、むしろ消極的な意見が増えると予想していた。ところが、今回のアンケート結果がこの数字を超えたということで、直接やった人がこれだけよい評価をするということは、裁判員制度が評価され、これから定着していくのかなと実感している。
- 青森地裁の第1号事件は、最高裁まで上告されたが、結果として、一審判決が追認されるような形の結果になった。これまでの例から、一審で被害者寄りの判決が出ても、上訴審では、過去の判例を参考にして量刑が下がることも考えていたが、いろいろな評価の仕方はあると思うが、一審の裁判員裁判でやったことを最高裁まで認めたということであれしく思った。積極的に裁判員裁判に参加してもらおうという意味で、国民の四大義務の一つにしてもいいのではないかとの思いもある。

- 70歳以上は辞退できることになっているが、後期高齢者の年齢とか、運転免許証のもみじマークとの関係からいかがかなという気もするが、根拠はどうなっているのか。
- 高齢になると、体調が悪かったり、連日参加していただくことが肉体的、精神的に負担が大きいということで、優先的に辞退を認めることになったと聞いている。似たような法律で検察審査会法というのがあるが、検察審査員は、法改正前は60歳ということだったが、高齢化の進展とか元気な方が増えているという状況に鑑み、やはり70歳となっている。
- ◎ これは、あくまでも辞退できるということであって、辞退しなければならないということではないので、その辺は誤解のないようお願いしたい。
- 全国の裁判員の年齢構成のデータがあるが、青森地裁での年齢構成はどのようになっているのか。
- 青森地裁での年齢構成も、全国のデータと概ね似たようなものとなっている。ただ、青森地裁での実施件数は限られていて、まだ個別事件の要素も反映されるので、具体的なデータの紹介は差し控えさせていただきたい。
- アンケート結果で、選ばれる前は余りやりたくなかったとの感想が多かったのに、実際に参加してみたらよい経験だったとの感想がほとんどだったというのは素晴らしいことだと思っている。ただ、その中で、よい経験とは感じなかったとか、不適切な対応があったとかの意見もあり、これらを改善につなげていくということも大事だと考えている。具体的にはどういう点がよくなかったり不満だったのか、分かるのであれば教えていただきたい。
- よい経験と感じなかったという理由として、裁判員制度自体に懐疑的な意見、例えば、非常に大変であるとか、自分のような人間が参加してよかったのかなとか、結果としてこれでよかったのかなとか、振り返ってみて気になったということで紹介されている。また、不適切な対応としては、裁判所によっていろいろなオリエンテーションのやり方があるので一律には言えないが、選任手続の時間が長いとか、担当者の説明が杓子定規だなどの意見が寄せられている。
- ◎ 選任手続の時間が長いということだが、実際にはどれくらいの時間が掛かっているのか。
- 午前を選任手続を行う場合には、午前9時10分に裁判所にお越しいただき、大体午前11時40分ころからお昼ころに終わることになる。午後に行う場合には、午後1時30分までにお越しいただき、午後4時ころから午後4時30分ころまでに終わるようなイメージで進めている。
- ◎ 裁判員経験者の意見や批判については、数が多い少ないにかかわらず、しっかりと受け止めて、反省すべき点は反省していかなければならないと思っている。
- 選定、公判、判決と、ものすごいスピードで行われているし、しかも、裁判所の対応に対する全体的な印象については、適切であったという感想が多いのを見て、その分、裁判所の職員は苦勞しているのではないかとしみじみ感じている。ところで、裁判員候補者に選定された場合、その後、1年間は裁判員になることはないということか。それとも生涯ないということか。

- 裁判員法の規定によると、過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった方は、辞退できることになっている。また、過去1年以内に裁判員候補者として出頭した場合にも辞退できることになっている。ただし、裁判員候補者として出頭しても、辞退を申し出て認められた方については対象にならない。
- 仕事上、人権とか障害者の方のバリアフリーとかユニバーサル的なことにかかわっているのので、個人的には、例えば、強姦未遂と強制わいせつ致傷の事件が裁判員裁判の対象事件としてふさわしいのかどうかという疑問を持っている。ある事件を、裁判員裁判の対象事件とするのかどうかはだれが判断するのか。
- 裁判員裁判の対象事件については、裁判員法に定めがあり、法定刑に死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪にかかる事件、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に当たるものが対象になるものとされている。強制わいせつ致傷や強姦致傷は無期懲役の法定刑があるので、裁判員法により対象事件となる。
- 裁判員裁判については、障害の有無に関わらず、だれでも参画できるような社会であるべきと考えているが、実際に、障害のある方が裁判員候補者や裁判員として参加したケースがあるのか、あるとすれば、それに対してどのような配慮をしたのか。
- 障害のある方への配慮であるが、点字プリンター、補聴システム、筆談器等を用意している。具体的には、質問票で配慮を希望する事項を伺い、それに合わせて準備をすることとしている。なお、青森地裁において、実際に障害のある方が参加したことがあるのかどうかについてお答えすることは差し控えさせていただきたいが、全国的には、車いすの方や手話を必要とされる方が参加した例があるようである。
- ◎ 裁判所としては、障害のある方も安心して裁判員候補者や裁判員として参加していただけるよう、いろいろな態勢を整備しているところである。
- ◎ 続いて、刑事次席書記官が、裁判員候補者の負担を軽減する方策について説明しますので、その上で、選任手続に参加する裁判員候補者の負担を軽減するための方策について御意見を伺いたい。
- （青森地裁で実施している、裁判員候補者の負担を軽減する方策について説明した。）
- ◎ 説明させていただいた点について御意見を伺いたい。
- 裁判員候補者に選定された方の中で、もっとも遠いところから来られた方はどちらの方か。
- 距離というよりも、交通事情も含め、時間が掛かるということであれば、津軽半島の北の方とか、下北半島の佐井村等はかなり時間が掛かるようである。
- 遠方から参加した場合、日当等はどうなるのか。距離によっても異なるのか。
- 例えば、選任手続に間に合わせるために前日に宿泊が必要な場合には、日当の外に、宿泊料をお支払いすることになる。
- ◎ 裁判員候補者の立場からは、選任手続を午前中に行い、午後から審理に入るのがよいのか、あるいは、選任手続を午後に行い、翌日から審理に入るのがよいのか、御意見を伺いたい。

- 個人的には、裁判員に選ばれずに半日で済むのか、あるいは選ばれて4日間拘束されるのか、いずれか分からない状態で選任手続に参加し、そのままずるずる4日間拘束されるとするのは難しいところがあるのかなと感じている。選任手続のために半日程度仕事の都合を付ける苦勞と、3日間なり4日間仕事の都合を付ける苦勞とでは大分違うので、そういう点では、選任手続期日と審理を行う期日は続いていない方がよいと思われる。できれば、選任手続期日から何日か空いていた方がありがたい。
- 仕事を持っている方であれば、休暇や仕事の段取りが必要であり、選任手続から雪崩れ込むように連続して休みを取得できる方は限られていると思われるので、やはり間を空けていただいた方がよいと思う。
- サラリーマンの場合もそうであるが、会社をやっている場合でも、ある程度の準備が必要だと思われるので、選任されてからすぐに公判というよりは、1日、2日空けた方がよいと思われる。
- ◎ これらの点については、一般論としては、例えば、1週間ぐらい空けると、その間、裁判員の方が無用の精神的負担を抱えてしまうという問題や、いろいろと接触を図られたらどうするかというような問題等も考えられるが、いただいた御意見は、参考にさせていただきたい。
- ◎ 次に、弁護士の立場から、これまでの感想や御意見を伺いたい。
- 青森地裁では、刑事部の裁判官の努力によるものだと思われるが、まだ裁判員の方々からは多く不満が出ていないように思われる。ただ、全国的には、裁判員のことを考慮して30分くらいで尋問をやめてもらいたいとの要請がされるなど、時間で制限されるケースが出てきている。また、千葉で1件無罪があったが、その裁判員の評議室には、疑わしきは被告人の利益にとり、証拠に基づいて判断するとかの刑事裁判の原則を記載した紙が、どこからでも見えるように貼ってあって、裁判員は、それを見る度に、単に感情に流されるのではなくて、証拠に基づいて裁判をしなければならないという気持ちに戻って評議をしたという話を聞いている。そういう意味で、裁判員に適切な判断をしていただくためには、もう少し工夫が必要かなと考えている。特に、時間の関係で言うと、裁判員の中には、もう少し動機や事件の経緯を聞きたかったが、時間の関係で聞けなかったという意見も出てきている。弁護士としては、事件は、個々の人たちがいろんな事情で行うんだということを分かっていたかかないと、その事件について適切な判断がされないのではないかと思っている。私自身、公判前の4件の裁判員裁判を抱えているので、刑事部や検察庁に御迷惑をお掛けするかもしれないが、私としては、刑事裁判の原則に従って公判前整理手続をしていきたいと考えている。
- ◎ 裁判員裁判をどのように進めていくかということについては、裁判所の中でも検討チームを設けているので、今回の御意見も参考にさせていただき、より良い運営をしていきたいと思っている。

イ 成年後見制度について

- ◎ 初めに、家裁首席書記官から、成年後見制度の概要、手続、運用状況及び広報の実施状況について説明し、説明した内容に対する御感想等をお伺いするほか、

さらに、広報や手続案内に関する御意見、利用しやすいものにするための方策等についての御意見を伺いたい。

- (手続説明用のDVDを上映したほか、配布資料を使用し、平成12年4月以降の申立件数の推移、青森家裁における運用状況《第三者後見人候補者の確保—第三者後見人選任率の推移、市民後見人の育成と活用》及び制度広報の実施状況について説明した。)
- ◎ ここまで説明した内容について、御感想、御意見及び御質問を伺いたい。
- 親族以外の第三者が後見人になる比率が増えているということで、親族が後見人になれないというのはどのような場合か。さらに、親族と第三者の場合で報酬は異なるのか。
- 第三者後見人が増え、親族が減る傾向にある。親族の場合、どうしても不透明な支出が見られたりする場合があるので、中には使い込んだということで刑事告発される事案もある。そういったことを防ぐためには、リスク要因をいろいろチェックして、リスクが高い場合には親族を選任しないことにしている。リスクが高いというのは、例えば、流動資産が多額に上り、誘惑に勝てないのではないかという場合が挙げられる。成年後見人は期間が非常に長くなる事例が多いので、裁判所としては、第三者に期待しているという実情がある。なお、報酬額については、明確にお答えすることは難しいので、差し控えさせていただきたい。
- 後見監督人というものもあると聞いているが、後見監督をしっかりとやれば、親族の場合でも任せられるのではないか。
- 実際には、後見監督人を選任する例は余り多くない。先ほど紹介した事例は、青森県社会福祉協議会が育成した市民を後見人を選任し、県社協がフォローし、バックアップをするということで、セットで選任しているが、当初予定していた後見監督人のケースとは違うものである。ただ、後見監督人を選任した場合でも、後見人は本人に代わって広範な代理権を有するので、例えば、預貯金を全額払い戻してしまうと、後で戻すのは大変なことになる。そういう場合には、例えば、親族と第三者をセットで複数選任する場合もある。財産管理、契約を担当する後見人と、身上監護を担当する後見人とを複数選任し、けん制態勢を取っているのが実情である。
- 第三者の成年後見人には、弁護士、司法書士及び社会福祉士がなっていて、青森県の場合は、社会福祉士の方が多いようだが、こういう方は裁判所に登録されているのか、それともどういう形で選任しているのか。
- 第三者の成年後見人を選任する手続としては、それぞれの団体に推薦依頼をして、推薦していただいた方を選任するという形をお願いしている。裁判所に登録しているわけではないが、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等では、裁判所の依頼に備えて、内部的に登録名簿を作っているようである。
- これまでは4親等の方までやってくれる人を探していたが、現実にはなかなか探せずには時間も結構掛かるため、タイムリーに対応できないということで、今年からは2親等で行くことに決めて対応している。そういう意味で、これからは、市長が申立人になるケースが非常に増えると思われる。また、第三者が成年後見

人になるケースが増えてくると、本人が預貯金とかをそんなにたくさん持っていない場合、第三者に対して報酬が払えないということで、現実にも、社会福祉士会の方がある意味でのボランティアでやってくさっているというケースも多々あるようである。その中で、その部分を市で助成すべきとの声もある。しかし、成年後見人の期間が長くなるのは明らかで、その間の負担がどれくらいになるのか、介護保険の場合は、高齢者の介護保険にそのままフィードバックしていくという課題が、障害者の場合は税でやっている関係上、市民の税の負担をどうしていくかという課題があり、どういう形に持って行くべきか、知恵を出していく必要があると考えている。

- ◎ 広報も含め、制度は国民にとって利用しやすいものになっているか、更に利用しやすくするための方策はいかにあるべきか、という視点からの御意見を伺いたい。
- 裁判所に対しては特に要望はない。今まで20人の方から相談を受けたが、財産を公開することが一番のネックになっているようだ。
- 成年後見制度を全く知らない人もいる。こちらも説明はするが、提案に止まっているので、もう少し進んで対応したり接するようになりたい。この制度についても、側面から支援してきたいと考えている。

(6) 次回開催期日

平成22年11月2日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(7) 閉会